

パキスタンによる地下核実験の実施について

平成10年5月29日
国際協力・保障措置課

1. パキスタンは、5月28日15時過ぎ（日本時間19時過ぎ）、パロチスタン州チャガイ（カラチの北西約550 km）近郊の核実験場において、合計5回の地下核実験を実施。
2. シャリフ・パキスタン首相によるテレビ演説の概要次のとおり。
 - (1) インドの核実験に対抗して実施。
 - (2) 各国のインドに対する措置は満足のいくものではなかった。
 - (3) 被爆国としての日本の立場を理解するものの、国民の安全を守るために核武装はやむを得ない。
 - (4) 政府として国民の意志を無視できなかった。
 - (5) 経済制裁により、国家経済の窮乏も不可避かも知れないが、政府は国民とともに苦境に耐えていきたい。

（参考）

※1. 気象庁の群列地震観測システムでは、日本時間19時26分30秒頃この核実験に対応すると思われる地震波形が観測されている。なお、当庁の防災科学技術研究所の広帯域地震計では、有意な地震波は観測されなかった。

※2. 放射能対策本部は関係省庁等の観測態勢の強化を準備。インドの地下核実験に関して、気象庁、防衛庁及び(財)日本分析センターの観測結果から、我が国への放射能の影響はないことが確認されている。

※3. 28日夜発表された官房長官コメントは別添1の通り。また、小淵外務大臣は、28日午後11時過ぎ、クレシ在東パキスタン臨時代理大使を招致し抗議。また、29日午前の官房長官談話において、新規の無償資金協力及び円借款の停止など対インドと同様の措置を発表（別添2）。

村岡官房長官コメント

1. 日本時間で28日午後7時過ぎ、パキスタンが地下核実験を実施した。インドによる核実験を踏まえ、我が国はパキスタンに対し、橋本総理の親書を携えた特使をイスラマバードに派遣し、また総理自身がシャリフ首相に自制を求める電話をする等、再三にわたり最大限の自制を求めていた。我が国を含む各国の真摯な要請にもかかわらずパキスタンが地下核実験を行ったことは極めて遺憾である。

今回のパキスタンの核実験は、インドの核実験を契機とした核軍縮・不拡散の危機を一層深め、またこの地域の安定を著しく害するものであり、全く容認できないものである。我が国としては、パキスタンが核実験及び核開発を直ちに停止し、NPT、CTBTに参加するよう強く求め、同時に、国際社会に対し、結束してこの核軍縮・不拡散の危機に対応すべきことを呼びかける。

2. この事態を受け、小淵外務大臣は、28日午後11時を目途にクレシ在京パキスタン臨時代理大使を招致し、上記我が国の立場を伝えると共に、パキスタン政府に抗議する予定である。

また政府としては、パキスタンに然るべき措置をとるべく、直ちに具体的な検討に入った。

パキスタンの核実験実施に対する我が国の措置に関する村岡官房長官の談話

平成 10 年 5 月 29 日

1. 28 日、パキスタンが我が国を初めとする国際社会による自制に向けた願いの働きかけにもかかわらず、核実験を行ったことは極めて遺憾である。我が国は、同日、小淵外務大臣よりクレシ在京臨時代理大使を招致し、強く抗議すると共に核実験と核開発の停止をパキスタン側に申し入れたところである。
2. 今般のパキスタンによる核実験実施は、核兵器のない世界を目指す国際社会全体の努力に対する挑戦であり、全く容認できないものである。パキスタンに対して核実験と核開発の即時停止を求めると共に、インド及びパキスタンに対し危険な核軍拡競争を開始しないよう、そして NPT 及び CTBT を無条件に締結するよう改めて求めたい。我が国は更に国連安保理をはじめ国際的な場で核不拡散体制の堅持、南アジアの平和維持の問題に積極的に取り組む。
3. このため政府としては、ODA 大綱原則に鑑み、以下の措置を講ずることとした。
 - (1) 対パキスタン無償資金協力については、緊急・人道的性格の援助及び軍の根拠地を除き新規の協力は停止する。
 - (2) パキスタンに対する新規円借款は停止する。
 - (3) 国際開発金融機関による対パキスタン融資については慎重に対応する。
4. また、パキスタン向け的大量破壊兵器関連品目等の輸出については、厳格な審査を堅持していく。

以 上